

使用済燃料対策ロードマップの進捗状況に関する
福井県へのご報告

2025年10月10日
関西電力株式会社

当社は本日、使用済燃料対策ロードマップの現在の進捗状況について、福井県にご報告しました。

当社は、使用済燃料の県外搬出を確実に進めていくために、引き続き、使用済燃料対策ロードマップに基づく取組みを着実に実施してまいります。

以 上

(添付資料) 使用済燃料対策ロードマップの進捗状況について

○2025年2月13日に見直しを行った使用済燃料対策ロードマップに従って、取組みを進めている。

〈六ヶ所再処理工場〉

- ・ 日本原燃は、9月29日の審査会合において、残りの説明項目数や日本原燃での準備、1回の審査会合での説明物量などを勘案すると、あと3回程度の審査会合での説明が必要であり、11月までの説明完了は難しい、との認識を示す。
- ・ 説明終了時期が大きくずれ込むことはないこと、また説明終了後の検査、保安規定等に対して、検査体制の構築や訓練のやり方を工夫し、効率的に進めていくことから、2026年度中の竣工目標に影響はない考え。

〈使用済MOX燃料再処理実証研究〉

- ・ 仏国へ使用済燃料を輸送する輸送容器の準備を進めており、輸送容器の設計について国土交通省の承認後、容器承認申請を行い、輸送容器の製作を開始している。

〈中間貯蔵施設〉

- ・ 2030年頃の操業開始に向けて、引き続き、最大限取り組む。

〈国からの要請事項への対応〉

- ・ 日本原燃が必要とする支援内容について、電事連と調整の上、補正申請書のチェックや検査、保安規定、訓練等のスケジュール精緻化などの支援を実施していく。

再処理工場のしゅん工に向けた進捗状況（2025年9月29日時点）

【日本原燃株式会社HPより引用】

再処理工場の設工認の説明、検査、保安規定、工事の各項目における計画に対する状況は以下の通りです。

項目	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
(1) 設工認の説明	第2回設工認				凡例 計画 実施
				▽しゅん工	
(2) 検査	使用前事業者検査、使用前確認				
				ガラス溶融炉検査	
(3) 保安規定				重大事故等対処訓練	
(4) 工事	新設設備と既設設備の連結工事			海洋放出管切離し工事	
	安全性向上対策工事				
操業運転					操業
			溶液・廃液処理運転開始▽	せん断開始▽	

再処理工場のしゅん工に向けた進捗状況（2025年9月29日時点）

【日本原燃株式会社HPより引用】

(1) 設工認の説明

- ・9月29日の審査会合において、耐震設計は、建物・構築物の設計プロセスに基づく具体的な設計（部材評価）および機器・配管系の防護対象・設計対象施設の特定、基本的な設計の考え方および設計プロセスを説明しました。構造設計等は、防護対象・設計対象施設の特定、基本的な設計の考え方および設計プロセス、具体的な設計および評価を説明しました。
- ・今後、3回程度の審査会合での説明が必要と認識し、次回会合で見直した全体計画をお示しすることを説明しました。

項目		ステータス		2024年度										2025年度										
				～7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
耐震設計	建物・構築物	①	防護対象・設計対象施設の特定 基本的な設計の考え方および設計プロセスの説明	説明完了	①防護対象・設計対象施設の特定基本的な設計の考え方および設計プロセスの説明 ①										凡例 計画 ※1 説明実施 9月29日説明範囲									
		②-1	設計プロセスに基づく具体的な設計 (地震応答解析)	説明実施 17/35施設	②-1設計プロセスに基づく具体的な設計（地震応答解析） ②-1																			
		②-2	設計プロセスに基づく具体的な設計 (部材評価)	説明実施 15/36施設 (9月29日説明実施 6/36施設)	②-2設計プロセスに基づく具体的な設計（部材評価） ②-2																			
		②-3	評価（解析）の結果	—	②-3評価（解析）の結果																			
	機器・配管系	①	防護対象・設計対象施設の特定 基本的な設計の考え方および設計プロセスの説明	9月29日説明実施	①防護対象・設計対象施設の特定、基本的な設計の考え方および設計プロセスの説明 ①																			
		②-1	設計プロセスに基づく具体的な設計	説明実施 1,471/1,717機器 説明実施 14,058/14,058区間 説明実施 135/135弁	②-1設計プロセスに基づく具体的な設計 ②-1																			
		②-2	評価（解析）の結果	説明実施 9/1,717機器 説明実施 6/14,058区間 説明実施 2/135弁	②-2評価（解析）の結果 ②-2																			
構造設計等	①	防護対象・設計対象施設の特定 基本的な設計の考え方および設計プロセスの説明	説明実施 28/30条文 (9月29日説明実施 5/30条文※2) 説明残 4/30条文※3	①防護対象・設計対象施設の特定、基本的な設計の考え方および設計プロセスの説明 ①																				
	②	設計プロセスに基づく具体的な設計および評価	説明実施 19/31条文 (9月29日説明実施 8/31条文※4)	②設計プロセスに基づく具体的な設計および評価 ②																				

凡例

計画 ※ 1

説明実施

9月29日説明範囲

- ※ 1 9月29日審査会合で提示した全体計画
- ※ 2 第十一条/第三十五条 火災等による損傷の防止、第十六条 安全機能を有する施設、第十七条/第三十七条 材料及び構造、第三十条/第五十条 緊急時対策所、第四十二条 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備
- ※ 3 第八条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）、第十二条 再処理施設内における溢水による損傷の防止、第十三条 再処理施設内における化学薬品の漏えいによる損傷の防止、第三十六条 重大事故等対処設備
- ※ 4 第八条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災、火山、落雷、その他）、第十一条/第三十五条 火災等による損傷の防止、第十六条 安全機能を有する施設、第四十二条 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備、第四十九条 監視測定設備

（２）検査

- ・着手可能な範囲から使用前事業者検査を実施中です。
- ・設工認の説明の全体計画の見直し結果を踏まえて、今後の計画をお示しします。

（３）保安規定

- ・変更申請の準備中であり、内容がまとまり次第、変更申請予定です。
- ・設工認の説明の全体計画の見直し結果を踏まえて、今後の計画をお示しします。

（４）工事

- ・竜巻対策、火災対策、重大事故等対策に関する設備の設計の見直しを検討・実施中です。
- ・現在、計画通りに進捗しています。

【国からの要請】（2025年10月9日）

（六ヶ所再処理工場の取組みについて）

1. 「あと3回程度の審査会合での説明完了」に向け、計画的かつ確実に取り組むこと。
 - ・ 次回会合に向け、「溢水」の項目における、電力支援者の知見・経験を最大限に活かした①「基本的な設計の考え方及び設計プロセスの説明」の説明対応の充実
 - ・ 今後3回程度で②「設計のプロセスに基づく具体的な設計および評価」の説明を完了するための、メーカ、ゼネコンへの依頼事項を含めた、進捗管理の徹底
 - ・ 審査会合での指摘に対する確実な改善のための、社内体制の整備
2. 日本原燃は、説明終了後の補正申請に向けた体制整備に取り組むとともに、電力も日本原燃からの要請に応じ、補正申請に必要な書類の品質チェックなどへの協力を行うこと。
3. 検査、保安規定、訓練等のスケジュール精緻化について、電力支援者の知見・経験を最大限に活かし、具体的な作業内容の洗い出し、並行作業による効率的実施などについて、早急に検討し、進捗管理が可能となるような詳細スケジュールを提示すること。

（各社の使用済燃料対策について）

- ・ 各社の使用済燃料対策に対して、引き続き、取組みの進捗をタイムリーに報告すること。

【これまでの対応】

- ・ 原子力発電所の再稼動審査の経験を有し、プロジェクトを推進する能力を持った社員 1 名、日本原燃への出向経験を有し、ステアリングチームをサポートできる能力を持った社員 2 名を 8 月に派遣
- ・ プロパー社員を指導しつつ、複数の部署間や、設計と現場責任者間の連携を強化する取組みに着手
- ・ 説明根拠の記載充実や説明のわかりやすさの観点から審査資料のチェックを行い品質を向上させる取組みを行うことで日本原燃の審査対応を支援
- ・ 日本原燃からの支援要請に基づき、今後の着実な審査進捗に備えて、溢水などの設工認の審査体制を強化するため、規制庁対応の経験を有する社員 3 名を 9 月に追加して派遣

【今後の対応】

- ・ 日本原燃が必要とする支援内容について、電事連と調整の上、補正申請書のチェックや検査、保安規定、訓練等のスケジュール精緻化などの支援を実施していく。

使用済MOX燃料再処理実証研究について

○仏国へ使用済燃料を輸送する輸送容器の準備を進めており、輸送容器の設計について国土交通省の承認後、容器承認申請を行い、輸送容器の製作を開始している。

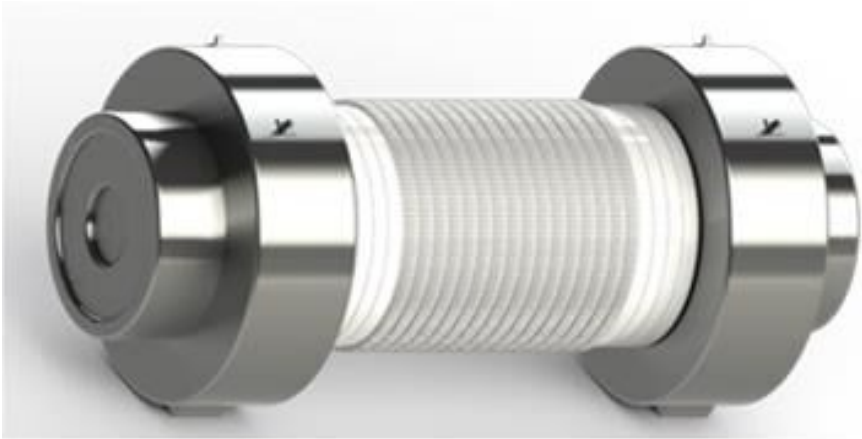
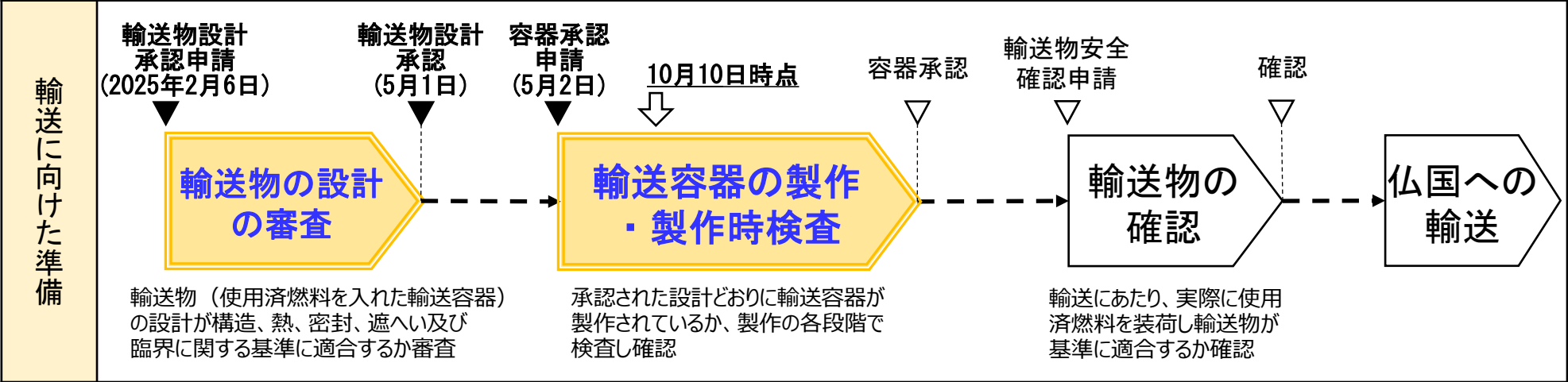


図 TN-Eagle型 輸送容器全体図

仕 様（乾式）	
輸送物 総重量	約127トン以下 （使用済燃料、衝撃吸収カバー含む）
外径 全長	約3.6m 約8.3m （衝撃吸収カバー含む。）
材質	炭素鋼 等
収納体数	26体以下 （うち使用済MOX燃料は0～2体）

参 考

全体計画（1／6）

➤ 2025年8月の審査会合で示した全体計画に前回の説明実績と今回の説明範囲等を反映

技術基準条文	設計項目	説明ステータス						説明スケジュール												備考						
		①				②		2024年度						2025年度												
		1.防護対象の 特定	2.設計対象 施設の特定	3.基本的な 設計の考え方	4.詳細な 設計プロセス	5.代表の 具体的な設計	6.全ての 評価結果	～7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月		7月	8月	9月	10月	11月	12月
第4条 臨界防止	臨界防止に係る設計						※1																			変更なし条文
第5条,第32条/ 第6条,第33条 地盤／地震	建物・構築物（SRモデル）					一部説明済み		① ②	①	① → ②	②	②		②		②	② → ②	②	②	② → ②	②	②				【審査会合コメント】 ・追加ボアリング孔の取扱いを審査会合で説明 ・FA建屋の鉛直方向の応答を踏まえた天井スラブの耐震性 や部材の影響を審査会合で説明
	建物・構築物（FEMモデル）					一部説明済み		①	①	① → ①	②			②		②	② → ②	②	②	② → ②	②	②	②			【審査会合コメント】 地下排水設備について、外部ハザードに対する設計条件 を審査会合で説明
	機器系（機器質点系モデル）					一部説明済み				① → ①	①		①		②							㊟		②		
	機器系（はりの計算モデル）			一部説明済み	一部説明済み	一部説明済み				① → ①	①	①		①		②						① ㊟		②		
	機器系（FEMモデル）			一部説明済み	一部説明済み	一部説明済み				① → ①	①	①		① ②		②						① ㊟	㊟	②		
	配管系（配管系標準支持間隔モデル）					一部説明済み				① → ①	①	①		①					②					②		
	配管系（多質点系はりモデル）				一部説明済み	一部説明済み				① → ①	①	①		①					②			㊟	①	②		2025年10月の③はサイフォンブレーカを設置する配管系に 対する設計ルールの反映
	配管系（加振試験を用いた設計）				一部説明済み	一部説明済み				① → ①	①	①		①					②			㊟ ㊟	① ②			【審査会合コメント】 加振試験の内容及び詳細な設計プロセスに基づく具体的な 設計を審査会合で説明
	配管系（多質点系はりモデル（併））									① → ①	①	①		①					②			㊟		②		
	第7条/34条 津波	津波に対する防護設計													① ②											
第8条 外部衝撃 （電巻）	電巻に対する防護設計									① → ①		①				① → ①						②				
第8条 外部衝撃 （外部火災）	森林火災及び石油備蓄基地火災（重畳含む。）に 対する防護設計										①											②				【審査会合コメント】 防火帯変更に係る第1回認可の影響について、審査会合 で説明
	敷地内の危険物貯蔵施設等の火災及び爆発に対す る防護設計															① → ①						②				
	航空機墜落による火災の輻射影響に対する防護設 計																				㊟	① ㊟	②			
	二次的影響（はい理）に対する防護設計												①									②				粒子等の侵入及び堆積による閉塞に対する防護設計と合わ せて説明
	二次的影響（有毒ガス）に対する防護設計		※2															①								

※1：「新設設備および既設設備の改造に関する設計」にて設計変更に伴う影響確認を合わせて説明
※2：既認可通りの設計で制御室の居住性の確保を考慮しており、設計対象施設として特定する対象がないことを確認したため、「2.設計対象施設の特定」までを説明範囲とする。

- ・審査会合の実施頻度は1回／月として記載。今後、設計項目及び説明時期を含め実施状況に応じて適宜見直す。
- ・廃棄物管理施設は、再処理施設の条文及びルールと同様であるため、再処理施設と併せて説明する。

【凡例】

①防護対象・設計対象施設の特定，基本的な設計の考え方および設計プロセス

②設計プロセスに基づく具体的な設計および評価

■：説明を実施した範囲（説明ステータスは説明を完了したもの）

▨：説明対象外の範囲

□：今回の説明範囲

→：審査会合が無かったことによる変更

赤字：前回計画からの変更

全体計画（2／6）

技術基準条文	設計項目	説明ステータス						説明スケジュール												備考						
		①				②		2024年度						2025年度												
		1.防護対象の 特定	2.設計対象 施設の特 定	3.基本的な 設計の考 え方	4.詳細な 設計プロ セス	5.代表の 具体的な 設計	6.全ての 評価結果	～7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月		7月	8月	9月	10月	11月	12月
第8条 外部衝撃 (火山)	降下火砕物の堆積荷重に対する防護設計										①												②			【審査会合コメント】 降下火砕物の機械的影響について、審査会合で説明
	粒子の衝突に対する防護設計																①→①						②			電巻に対する防護設計と合わせて説明
	閉塞に対する防護設計												①									②				粒子等の侵入及び堆積による閉塞に対する防護設計と合わせて説明 【審査会合コメント】 降下火砕物の影響が確認された場合のろ布の設置の運用について、審査会合で説明
	磨耗に対する防護設計													①								②				粒子等の侵入及び堆積による閉塞に対する防護設計と合わせて説明
	絶縁低下に対する防護設計													①								②				粒子等の侵入及び堆積による閉塞に対する防護設計と合わせて説明
	腐食に対する防護設計	※3																	①							
	中央制御室の大気汚染に対する防護設計	※2																	①							
第8条 外部衝撃 (落雷)	落雷に対する防護設計										①							①→①				②	②			
第8条 外部衝撃 (その他)	風（台風）に対する防護設計																①→①						②			電巻に対する防護設計と合わせて説明
	凍結に対する防護設計													① ②												
	低温及び高温に対する防護設計													① ②												
	降水に対する防護設計													① ②												
	塩害に対する防護設計													① ②												
	積雪の堆積荷重に対する防護設計										①												②			降下火砕物の堆積荷重に対する防護設計と合わせて説明
	積雪による閉塞に対する防護設計												①									②				粒子等の侵入及び堆積による閉塞に対する防護設計と合わせて説明
	生物学的事象に対する防護設計												①									②				粒子等の侵入及び堆積による閉塞に対する防護設計と合わせて説明
	有毒ガスに対する防護設計	※2																	①							
	電磁的障害に対する防護設計																				①	②	②			
第8条 外部衝撃 (航空機)	航空機落下に対する防護設計	第1回申請までで認可済み																								
第9条 不法侵入	不法侵入防止に係る設計	第1回申請までで認可済み																								
第10条 閉じ込め	閉じ込めの機能に係る設計						※1																②			変更なし条文

※1：「新設設備および既設設備の改造に関する設計」にて設計変更に伴う影響確認を合わせて説明
※2：既認可通りの設計で制御室の居住性の確保を考慮しており、設計対象施設として特定する対象がないことを確認したため、「2. 設計対象施設の特定」までを説明の範囲とする。
※3：降下火砕物が接触する可能性のある施設に使用している材料が、当該環境で腐食し難いことを確認したため、「1. 防護対象の特定」までを説明の範囲とする。

- ・審査会合の実施頻度は1回／月として記載。今後、設計項目及び説明時期を含め実施状況に応じて適宜見直す。
- ・廃棄物管理施設は、再処理施設の条文及びルールと同様であるため、再処理施設と併せて説明する。

【凡例】

①防護対象・設計対象施設の特定，基本的な設計の考え方および設計プロセス

②設計プロセスに基づく具体的な設計および評価

：説明を実施した範囲（説明ステータスは説明を完了したもの）

：説明対象外の範囲

：今回の説明範囲

→：審査会合が無かったことによる変更

赤字：前回計画からの変更

全体計画（3／6）

技術基準条文	設計項目		説明ステータス						説明スケジュール												備考						
			①				②		2024年度						2025年度												
			1.防護対象の 特定	2.設計対象 施設の特定	3.基本的な 設計の考え方	4.詳細な 設計プロセス	5.代表の 具体的な設計	6.全ての 評価結果	～7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月		7月	8月	9月	10月	11月	12月
第11条 / 第35 条 内部火災	1.火災及び爆発 の発生防止に係る 設計	I .火災及び爆発の発生防止に 係る設計																	①		②						
		Ⅱ .火災の延焼防止に係る設計									①→①	①										②					
	2.火災の感知に 係る設計	I .火災の早期感知に係る設計	一部説明済み	一部説明済み	一部説明済み	一部説明済み						①										①	②				火災の早期感知に係る設計（BF）を含め説明 〔審査会コメント〕 熱感知器の実機条件の適用について、審査会で説明
		Ⅱ .火災感知設備に係る設計											①										②				
	3.火災の消火に係る設計																	①→①				②					
	4.火災及び爆発 の影響軽減に係る 設計	I .火災区域の分離に係る設計																		①					②		
		Ⅱ .系統分離に係る設計																		①					②		
第12条 漏水	屋内漏水	没水に対する防護設計									①												⊕	①	②		
		被水に対する防護設計																					⊕	①	②		
		蒸気に対する防護設計																					⊕	①	②		
	スロッシングに対する防護設計										①→①	①										①		②			
	屋外漏水に対する防護設計										①												⊕	①	②		
第13条 薬品漏 えい	屋内化学薬品漏 えい	没液に対する防護設計																					⊕	①	②		
		被液に対する防護設計																					⊕	①	②		
		腐食性ガスに対する防護設計																					⊕	①	②		
	屋外化学薬品漏えいに対する防護設計																						⊕	①	②		
第14条 安全避 難通路	避難用照明に係る設計											①	②														
	作業用照明に係る設計												①	②													
第15条 安重	安全上重要な施設の多重性確保に係る設計																							⊕			変更なし条文
第16条 安有	環境条件（圧力、温度、湿度、放射線等）に対 する防護設計																						⊕				変更なし条文
																							⊕				変更なし条文
		試験・検査性に関する設計																						⊕			変更なし条文
	内部発生飛散物に対する防護設計																			①							
	共用に関する設計																						①	②			
	誤操作の防止に関する設計																							⊕			変更なし条文

※1：「新設設備および既設設備の改造に関する設計」にて設計変更に伴う影響確認を合わせて説明

・審査会合の実施頻度は1回／月として記載。今後、設計項目及び説明時期を含め実施状況に応じて適宜見直す。

・廃棄物管理施設は、再処理施設の条文及びルールと同様であるため、再処理施設と併せて説明する。

【凡例】

①防護対象・設計対象施設の特定，基本的な設計の考え方および設計プロセス

②設計プロセスに基づく具体的な設計および評価

■：説明を実施した範囲（説明ステータスは説明を完了したもの）

■：説明対象外の範囲

■：今回の説明範囲

→：審査会合が無かったことによる変更

赤字：前回計画からの変更

全体計画（4／6）

技術基準条文	設計項目	説明ステータス						説明スケジュール												備考						
		①				②		2024年度						2025年度												
		1.防護対象の 特定	2.設計対象 施設の特定	3.基本的な 設計の考え方	4.詳細な 設計プロセス	5.代表の 具体的な設計	6.全ての 評価結果	～7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月		7月	8月	9月	10月	11月	12月
第17条 / 第37条 材料構造	機械的強度の確保に係る設計	一部説明済み	一部説明済み	一部説明済み	一部説明済み	一部説明済み	一部説明済み												① ②			①		②		
第18条 搬送	搬送設備に係る設計						※1																㊥			変更なし条文
第19条 貯蔵	使用済燃料の貯蔵施設等に係る設計						※1																㊥			変更なし条文
第20条 計測制御	計測制御系統施設に係る設計						※1																㊥			変更なし条文
第21条 放管	外電喪失時の機能維持に係る設計									①	②															
	伝送系の多様性確保に係る設計									①	②															
第22条 安全保護回路	安全保護回路に係る設計						※1																㊥			変更なし条文
第23条 制御室等	施設外状況の把握設備に係る設計										① ②															
	居住性確保に係る設計																①									
第24条 廃棄	廃棄施設に係る設計						※1																㊥			変更なし条文
第25条 保管廃棄	保管廃棄施設に係る設計						※1																㊥			変更なし条文
第26条 汚染防止	使用済燃料等による汚染の防止に係る設計						※1																㊥			変更なし条文
第27条 遮蔽	遮蔽に係る設計						※1																㊥			変更なし条文
第28条 換気	換気設備に係る設計						※1																㊥			変更なし条文
第29条 保安電源	高エネルギーアーク損傷(HEAF)対策に係る設計									①	②															
	1相開放故障対策に係る設計									①	②															
	電気容量確保に係る設計																					+		②	[審査会合コメント] 電源容量の充足性について、設計基準および重大事故の 関連条文の結果を踏まえ、審査会合で説明	
第30条 / 第50条 緊急時対策	緊急時対策所の居住性確保に係る設計																					①	②			緊急時対策建屋（建物・構築物）に係る設計と統合
第31条 / 第51条 通信	外電喪失時の機能維持に係る設計									①	②															
	通信連絡設備の多様性確保に係る設計									①	②															

※1：「新設設備および既設設備の改造に関する設計」にて設計変更に伴う影響確認を合わせて説明

- ・審査会合の実施頻度は1回／月として記載。今後、設計項目及び説明時期を含め実施状況に応じて適宜見直す。
- ・廃棄物管理施設は、再処理施設の条文及びルールと同様であるため、再処理施設と併せて説明する。

【凡例】

- ①防護対象・設計対象施設の特定，基本的な設計の考え方および設計プロセス
- ②設計プロセスに基づく具体的な設計および評価
- ：説明を実施した範囲（説明ステータスは説明を完了したもの）
- ▨：説明対象外の範囲
- ：今回の説明範囲
- ：審査会合が無かったことによる変更
- 赤字：前回計画からの変更

全体計画（5／6）

技術基準条文	設計項目	説明ステータス						説明スケジュール												備考							
		①				②		2024年度						2025年度													
		1.防護対象の 特定	2.設計対象 施設の特定	3.基本的な 設計の考え方	4.詳細な 設計プロセス	5.代表の 具体的な設計	6.全ての 評価結果	～7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月		7月	8月	9月	10月	11月	12月	
第36条 重大事故	可搬型SA設備の保管に係る設計																					㊦	①	②			
	可搬型SA設備の移動等に係る設計																					㊦	①				
	SA設備に係る共通的な要求事項（個数、環境条件等）に対する設計	事故・対処条文（第38条～第42条）でシステム（系統）を説明する際に第36条関連を合わせて説明																				㊦	②				
第38条 SA臨界	可溶性中性子吸収材の供給設備に係る設計													①										②			
	臨界事故に伴う水素爆発の発生防止（水素掃気）に係る設計												①												②		
	臨界事故が発生した設備への核燃料物質の移送を停止する設備に係る設計												①											②			
	廃ガス貯留設備（大気中へ管理放出するための設備含む。）に係る設計												①											②			
第39条 蒸発乾固	建屋内の内部ループへの通水に係る設計													①											②		
	建屋内の機器への注水に係る設計													①											②		
	建屋内の冷却コイル又は冷却ジャケットへの通水に係る設計													①											②		
	排気のセル導出に係る設計													①											②		
	放射性エアロソルの除去設備（大気中へ管理放出するための設備含む。）に係る設計													①											②		
	貯水槽から各建屋への水の供給及び排水に係る設計													①											②		
第40条 水素爆発	圧縮空気自動供給貯槽又は圧縮空気自動供給ユニットによる水素掃気に係る設計									①	①								②								[審査会合コメント] 可搬型水素濃度計の接続、要員の被ばく線量の低減、各システムの起動タイミングの考え方や設定根拠について、2025年6月の審査会合から各説明項目にて順次説明
	機器圧縮空気自動供給ユニットによる水素掃気に係る設計											①												②			
	可搬型空気圧縮機による水素掃気（未然防止）に係る設計											①												②			
	圧縮空気手動供給ユニットによる水素掃気に係る設計											①												②			
	可搬型空気圧縮機による水素掃気（再発防止）に係る設計											①													②		
	排気のセル導出に係る設計												①												②		
第41条 有機溶媒火災	放射性エアロソルの除去設備（大気中へ管理放出するための設備含む。）に係る設計												①											②			
	火災又は爆発の発生した設備へのTBP等の移送を停止する設備に係る設計												①									㊦		②			
	火災又は爆発の発生した設備の加熱停止設備に係る設計												①									㊦		②			
	廃ガス貯留設備（大気中へ管理放出するための設備含む。）に係る設計												①										㊦	②			

- ・審査会合の実施頻度は1回／月として記載。今後、設計項目及び説明時期を含め実施状況に応じて適宜見直す。
- ・廃棄物管理施設は、再処理施設の条文及びルールと同様であるため、再処理施設と併せて説明する。

【凡例】

①防護対象・設計対象施設の特定，基本的な設計の考え方および設計プロセス

②設計プロセスに基づく具体的な設計および評価

：説明を実施した範囲（説明ステータスは説明を完了したもの）

：説明対象外の範囲

：今回の説明範囲

→：審査会合が無かったことによる変更

赤字：前回計画からの変更

全体計画（6／6）

技術基準条文	設計項目	説明ステータス						説明スケジュール												備考						
								2024年度						2025年度												
		1.防護対象の 特定	2.設計対象 施設の特定	3.基本的な 設計の考え方	4.詳細な 設計プロセス	5.代表の 具体的な設計	6.全ての 評価結果	～7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月		7月	8月	9月	10月	11月	12月
第42条 プール冷却	代替注水設備に係る設計									①→①														②		[審査会合コメント] 代替注水設備の接続に関する操作性について、審査会合で説明
	スプレイ設備（燃料貯蔵プール等への水のスプレイ）に係る設計										①	①											②			[審査会合コメント] 放出抑制と合わせてシステムの容量等の設定根拠を審査会合で説明
	漏えい抑制設備に係る設計																					① ②				
第44条 放出抑制	大気中への放射性物質の放出抑制設備（建屋への放水）に係る設計											①											②			
	大気中への放射性物質の放出抑制設備（セル又は建物への注水）に係る設計											①											②			
	工場等外への放射線の放出抑制設備（プールへの注水）に係る設計											①											②			[審査会合コメント] スプレイ設備と合わせてシステムの容量等の設定根拠を審査会合で説明
	各建物周辺における航空機燃料火災、化学火災に対応するための設備（燃料火災等に対する放水）に係る設計											①											②			
	放射性物質の流出抑制設備に係る設計													① ②												
第45条 水供給設備	水源の水量確保に係る設計												①	①									②			
	第1貯水槽への水補給設備（第2貯水槽から第1貯水槽への水の補給）に係る設計											①											②			
	第1貯水槽への水補給設備（敷地外水源から第1貯水槽への水の補給）に係る設計											①											②			
第46条 電源	重大事故等対処設備への電力供給に係る設計												①											②		
	重大事故等対処設備への燃料補給に係る設計																	①					②			
第47条 計装	重大事故等時におけるパラメータの把握に係る設計																①→①						②			プール冷却の監視設備及び緊要の情報を把握するための設備を含む
第48条 制御室	居住性確保に係る設計																		①		②					
第49条 監視測定	重大事故等時における放射線及び気象条件の監視測定に係る設計														①							②				
新設する冷却塔および配管に係る設計																			① ②							第15条 安重の設計変更の影響確認を個別に整理
新設設備および既設設備の改造に関する設計																						⊕		②		

- ・審査会合の実施頻度は1回／月として記載。今後、設計項目及び説明時期を含め実施状況に応じて適宜見直す。
- ・廃棄物管理施設は、再処理施設の条文及びルールと同様であるため、再処理施設と併せて説明する。

【凡例】

①防護対象・設計対象施設の特定，基本的な設計の考え方および設計プロセス

②設計プロセスに基づく具体的な設計および評価

：説明を実施した範囲（説明ステータスは説明を完了したもの）

：説明対象外の範囲

：今回の説明範囲

→：審査会合が無かったことによる変更

赤字：前回計画からの変更

全体計画（詳細）[耐震（1／2）]

・建物・構築物

条文	項目	対象施設数	2024年度										2025年度											
			～7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
第五条 安全機能を有する施設の地盤	SRモデル	【①②-1②-2②-3：31施設* ¹ 】 建物 屋外機械基礎 排気筒 換気筒	①	①	① → ①		②-1:1施設 (2/8)	②-1:2施設 (4/8)					②-1 → ②-1:1施設 (5/8)	②-1:2施設 (7/8)		②-1 → ②-1:1施設 (8/8)								
第三十二条 重大事故等対処施設の地盤			②-1:1施設 (1/8)					②-2:1施設 (1/8)		②-2 → ②-2:0施設 (1/8)	②-2:0施設 (1/8)	②-2 → ②-2:3施設 (4/8)	②-2:4施設 (8/8)	②-3:31施設 (31/31)										
第六条／第三十三条 地震による損傷の防止	FEMモデル	【①②-1②-3：53施設* ¹ 】 【②-2：49施設* ¹⁺² 】 建物 屋外機械基礎 電巻防護対策設備 地下水排水設備 洞道 可搬型設備保管エリア基礎	①	①	① → ①		②-1:2施設 (2/27)			②-1:1施設 (3/27)		②-1 → ②-1:2施設 (5/27)	②-1:3施設 (8/27)		②-1 → ②-1:1施設 (9/27)			②-1:18施設 (27/27)						
			②-2:1施設 (1/28)					②-2:2施設 (3/28)	②-2:2施設 (5/28)	②-2:2施設 (7/28)	②-2:1施設 (8/28)	②-2:20施設 (28/28)	②-3:53施設 (53/53)											

- ・審査会合の実施頻度は1回／月として記載。今後、実施状況に応じて適宜見直す。
- ・廃棄物管理施設は、再処理施設の条文及びルールと同様であるため、再処理施設と併せて説明する。なお、対象施設数には再処理施設と廃棄物管理施設の合計値を記載している。
- ・各月に記載している施設の数については、実施状況に応じて適宜見直す。
- * 1：対象施設数については、Sクラス施設を間接支持する建物・構築物及び上位クラス施設に対して波及的影響を及ぼすおそれのある建物・構築物の数を示す。
- * 2：電巻防護対策設備のうち、建物に取り付け防護板（4施設）については、当該建物における防護板の支持レベルの床応答を用いて設計するため、地震応答解析は実施しない。
- * 3：地震応答解析結果は、Ss・基本ケースを提示する。その他のケースについては、部材評価結果を提示以降、資料提示する。
- * 4：水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価等の影響評価については、部材評価結果を提示以降、資料提示する。

【凡例】

審査会合での説明内容

①：防護対象・設計対象施設の特定

基本的な設計の考え方および設計プロセスの説明

②-1：設計プロセスに基づく具体的な設計（地震応答解析）

②-2：設計プロセスに基づく具体的な設計（部材評価）

②-3：評価（解析）の結果

<進捗スケジュール>

■：説明を実施した範囲

□：今回の説明範囲

→：審査会合が無かったことによる変更

赤字：前回計画からの変更

【日本原燃株式会社HPより引用】

条文	項目	対象機器数 * 1	2024年度									2025年度												
			～7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
第六条／第三十三条 地震による損傷の防止	機器系 機器質点系モデル	1446 機器			① → ① ①	①		①		②-1 (1446 / 1446) ②-2 (7 / 1446)						②-2 (1446 / 1446)	②-2 (1446 / 1446)		【凡例】 審査会合での説明内容 ①：防護対象・設計対象施設の特定 基本的な設計の考え方および設計プロセスの説明 ②-1：設計プロセスに基づく具体的な設計 ②-2：評価（解析）の結果 ＜進捗スケジュール＞ ■：説明を実施した範囲 □：今回の説明範囲 ➡：審査会合が無かったことによる変更 赤字：前回計画からの変更 ・廃棄物管理施設は、再処理施設の条文及びルールと同様であるため、再処理施設と併せて説明する。なお、対象機器数には再処理施設と廃棄物管理施設の合計値を記載している。 ・各月に記載している施設の数については、実施状況に応じて適宜見直す。なお、申請対象設備の整理に伴う施設数の見直しについても適宜対応する。 * 1：対象機器数は動的地震力及び静的地震力を用いて評価する設備の数を示す。 * 2：水平2方向及び鉛直方向地震力の組み合わせに関する影響評価については、耐震評価結果を提示以降、資料提示する。					
	機器系 はりの計算モデル	217 機器			① → ① ①	①		①		②-1 (20 / 217) ②-2 (1 / 217)						① (1 / 217)	②-1 (217 / 217) ②-2 (217 / 217)							
	機器系 FEMモデル	54 機器			① → ① ①	①		① (5 / 54)		②-2 (1 / 54)						① (54 / 54) ②-2 (54 / 54)	②-1 (54 / 54) ②-2 (54 / 54)	②-2 (54 / 54)						
	配管系 配管系標準支持間隔モデル	5957 区間			① → ① ①	①			①		②-1 (5957 / 5957) ②-2 (2 / 5957)							②-2 (5957 / 5957)						
	配管系 多質点系はりモデル	6909 区間			① → ① ①	①			①		②-1 (6909 / 6909) ②-2 (3 / 6909)						②-1 (6909 / 6909) ②-2 (4 / 6909)	①※ (6909 / 6909) ②-2 (6909 / 6909)						※サイフォンブレーカを設置する配管系に対する設計ルールの反映
	配管系 加振試験を用いた設計	1192 区間			① → ① ①	①			①		②-1 (1192 / 1192) ②-2 (1 / 1192)						②-1 (1192 / 1192) ②-2 (1 / 1192)	②-1 (1192 / 1192) ②-2 (1192 / 1192)						
	配管系 多質点系はりモデル（弁）	135 弁			① → ① ①	①			①		②-1 (135 / 135) ②-2 (2 / 135)						②-2 (135 / 135)	②-2 (135 / 135)						

- ・ 六ヶ所再処理工場の2026年度中の竣工に向け、関西電力を中心に、審査・検査に対応する人材を更に確保
- ・ 2027年度から再処理開始、2028年度から使用済燃料受入れ開始。再処理工場への関西電力の使用済燃料の搬出において、2030年度までの3年間で198tを搬出（全体再処理量の約6割）。その後も必要量を確保し搬出するよう取り組む
- ・ 使用済MOX燃料の再処理実証研究のため、2027年度から2029年度にかけて高浜発電所の使用済燃料約200tを仏国オラノ社に搬出、データ充実化が必要になったことを踏まえ、さらに200t関西電力から搬出容量枠を確保し、まず2030年度から100tを搬出する
- ・ 中間貯蔵施設の他地点を確保し、2030年頃に操業開始
- ・ 中間貯蔵施設の操業を開始する2030年頃までの間、六ヶ所再処理工場および仏国オラノ社への搬出により、使用済燃料の貯蔵量の増加を抑制
- ・ あらゆる可能性を組み合わせる必要な搬出容量を確保し、着実に発電所が継続して運転できるよう、環境を整備する
- ・ 本ロードマップの実効性を担保するため、今後、原則として貯蔵容量を増加させない
- ・ 使用済燃料の中間貯蔵施設へのより円滑な搬出、さらに搬出までの間、電源を使用せずに安全性の高い方式で保管できるよう、発電所からの将来の搬出に備えて発電所構内に乾式貯蔵施設の設置を検討

年度	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035		
六ヶ所再処理工場	竣工		各電力会社の使用済燃料の再処理										
			下期 70t	上期 60t	下期 110t	上期 0t	下期 90t	(徐々に800tに増加)		800t	800t	800t	800t
			各電力会社の使用済燃料受入れ										
			130t		110t		90t※		(徐々に800tに増加)		800t	800t	800t
			関西電力からの使用済燃料搬出量										
		78t		66t		54t		(その後も必要量を搬出)					
使用済MOX燃料 再処理実証研究	高浜発電所から仏国搬出（オラノ社への搬出 200t+100t）												
			70t	70t	60t	100t							
中間貯蔵施設	中間貯蔵施設 操業												

※ 受入れ量は前年度下期と当年度上期の再処理量の合計値であるが、2030年度上期の再処理量が公表されていないため、2029年度下期の再処理量の値を記載